

11月27日(金)

2020.10

「働き方改革関連法」 説明会・個別相談会

開催のご案内

2018年6月に「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月以降、順次改正法の適用が始まっています。この法改正は、**労働者を雇用する全ての事業所が対象**になります。この機会にぜひ受講していただき、早急な対応をご検討ください。

今回は、講師による制度説明の他に、複数の社労士を招き、**個別相談の時間を設けます**。先着順になりますので、お早めにお申し込みください。

日時：11月27日(金)

14時00分～16時00分(予定)

会場：建設埼玉会館3階大会議室

講師：渡邊智(特定社会保険労務士)

定員：30人(定員に達し次第締切)

個別相談定員：12人(15分程度)

(定員に達し次第締切)

受講料：無料

個別相談は
お早めに♪

労働者を雇用する全ての事業所が対象!
ぜひ受講・個別相談をご検討ください!

申込書

申込方法：FAXでお申込下さい。(FAX) 048-780-2020

申込締切：11月20日(金)(定員に達し次第締切)

組合員番号		氏名	
電話番号		携帯電話	
FAX		個別相談希望	希望する 希望しない

お問合せ
お申込先

建設埼玉 〒331-0812 さいたま市北区宮原町4-144-1
賃金対策部 TEL 048-780-2000 FAX 048-780-2020

